

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年11月26日作成)

法令名	北海道財務規則
根拠条項	第71条
処分の概要	歳入金に係る督促
法令の定め	第71条 ・第1項 歳入徴収者は、督促をしようとするときは、履行期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して行わなければならない。 ・第2項 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とするものとする。
処分基準	設定できない。 事実の発生により当然に行う事務であるため、判断の余地がないため。
処分担当課	※歳入金の徴収の事務を行うところ (電話番号:)
問い合わせ先	※歳入金の徴収の事務を行うところ (電話番号:)
備考	【公表アドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年11月26日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例
根拠条項	第2条
処分の概要	税外諸収入金の督促
法令の定め	第2条 ・第1項 納付義務者が、納期限までに収入金を完納しない場合には、知事は、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならない。 ・第2項 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とする。
処分基準	設定できない。 事実の発生により当然に行う事務であるため、判断の余地がないため。
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号:)
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号:)
備考	【公表アドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年11月26日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例
根拠条項	第4条、附則第2項
処分の概要	税外諸収入金に係る延滞金の徴収
法令の定め	<p>第4条 督促を受けた納付義務者が、督促状の指定期限までに収入金を完納しない場合において、その未納付額が2,000円以上であるときは、当該未納付額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、その納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金額が1,000円未満であるときはその金額、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額は、徴収しない。</p> <p>2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、未納付額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る未納付額は、その納付された額を控除した金額（2,000円未満であるときはその金額、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。）とする。</p> <p>附則2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
処分基準	設定できない。 事実の発生によって当然行う事務であるため、判断の余地がないため。
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ（電話番号： ）
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ（電話番号： ）
備考	【公表アドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年11月26日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例
根拠条項	第7条
処分の概要	税外諸収入金に係る過料処分
法令の定め	第7条 ・第1項 詐欺その他不正の行為により、収入金のうち、分担金、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。 ・第2項 前項の収入金の徴収事務を妨げた者は、5万円以下の過料に処する。
処分基準	設定できない。 処分の先例がないため。
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ（電話番号： ）
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ（電話番号： ）
備考	【公表アドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年11月21日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則
根拠条項	第11条
処分の概要	税外諸収入金に係る徴収の猶予の取消
法令の定め	第11条 法第15条の3第3項の規定の例による徴収の猶予の取消しの通知は、別記第16号様式によってするものとする。
処分基準	設定できない。 地方税法第15条の3の規定により個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないため。
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号:)
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号:)
備考	【公表アドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年11月21日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則
根拠条項	第12条第4項
処分の概要	税外諸収入金に係る換価の猶予の取消
法令の定め	第12条第4項 前条の規定は、法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項の規定の例による換価の猶予の取消しの通知について準用する。
処分基準	設定できない。 地方税法第15条の6の規定により個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないため。
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号:)
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号:)
備考	【公表アドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm